

避難行動要支援者名簿への登録を受付

災害時の避難に支援が必要な方は区に届出を

区では、災害が発生した際に自力で避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。今年度は7月1日を基準日として名簿を更新します。更新にあたり、地域団体等に提供する「同意方式名簿」への登録を希望する方の届出を受け付けます。

区で名簿登録の対象としている方

- ①75歳以上で一人暮らし、または75歳以上の方のみの世帯
- ②介護保険制度の要介護3～5に該当する方(特別養護老人ホームに入所している方は除く)
- ③身体障害者手帳の肢体不自由(各個別等級)1・2級、視覚障害および聴覚障害の1・2級に該当する方
- ④愛の手帳の1・2度に該当する方
- ⑤右記①～④に該当していない方

福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等から転入された方への国保等の負担金の免除と保険料の減免を延長

医療機関等の窓口で支払う国民健康保険および後期高齢者医療一部負担金、介護保険の利用者負担金は、区が交付する証明書等の提示により免除されます。また、国民健康保険料・介護保険料も減免されます。平成29年度に証明書の交付を受けた方には、案内をお送りしますのでご確認ください。

東日本大震災で、帰還困難区域等、上位所得層(※)を除く

※医療保険は加入者全員の年間所得額の合計金額が600万円を超える世帯、介護保険は被保

が、災害時の避難に支援を希望する方
登録届出方法
今年度の名簿に登録するには、5月31日(木)までに手続きしてください。

「受付窓口」
区役所(福祉課、防災課、障害

避難行動要支援者名簿

名簿種別	名簿登録対象者	提供団体等
関係機関共有方式名簿	区で名簿登録の対象としている方(上記①～⑤)	消防署 警察署 社会福祉協議会 拠点避難所(区立小・中学校等)
同意方式名簿	上記①～④のうち、名簿の外部提供に同意(登録届出)した方および⑤の方	災害協力隊(町会、自治会等を単位として組織される自主防災組織) 民生・児童委員 長寿サポートセンター

※各団体には管轄・担当区域の名簿を提供します。

者支援課)、保健所保健予防課、各保健相談所、各長寿サポートセンター

「提出書類」

「江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書」

「避難行動要支援者に関すること」福祉課福祉管理係

「区の防災対策全般に関すること」防災課災害対策係

「平成30年度申請の受付を開始」

国民年金保険料の学生納付特例

平成30年度申請の受付を開始

学生納付特例とは、収入が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、申請をして承認されると、一定期間納付が猶予される制度です。対象となる学校は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等です(海外大学の日本分校は一部を除き対象外)。対象期間は、申請月の2年1か月前の月分から平成31年3月分まで、年度ごとの申請が必要です。

学生納付特例が承認された期間は次のように取り扱われます。

○老齢基礎年金の支給資格期間となりますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

○10年以内であれば、猶予された国民年金保険料を追納できます(ただし、3年度目以降は、期間に応じて一定の額が

生活支援相談窓口のご利用を

生活や仕事の困りごと全般を支援

「収入が不安定で家賃や税金を滞納している」「家族が病気やひきこもりで仕事ができない」「失業して生活が苦しい」「子どもの養育・教育で悩んでいる」などさまざまな困りごとについて、専門知識と経験を有する相談員が解決のお手伝いをします。

住居確保給付金事業
離職した方で、就労能力と就業意欲のある方に常用就職に向けた支援を行い、賃貸住宅の家賃を支給します(給付条件・期間や金額の上限あり)。

就労準備支援事業
江東区就労支援センター(塩浜2-5-16)で、生活訓練(生活リズムの確立等)、社会訓練(模擬面接等)、就労訓練(就職活動の方法や知識の取得等)などを行います。また、早期の就労が難しい方向けに職業体験・ボランティア体験もあります。

お気軽にご相談を
生活や仕事の困りごとを抱えている方は、一人で悩まず、早めに気軽にご相談ください。あ

本区職員の不祥事について
今般、本区職員が、生活保護受給者から受領した生活保護費返還金等を着服するという事件が発覚しました。このような行為は、区民の皆様への信頼と期待を裏切る行為であり、決して許されるものではありません。区民の皆様は深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事を起こした職員に対し、3月28日付で懲戒免職という厳正な処分を行いました。なお、当該職員は、着服した金額を全額返済しています。

今後、二度と区民の皆様への信頼を失墜することのないよう、再発防止策を講じ、信頼回復に全力で努めてまいります。

平成30年3月29日
江東区長 山崎 孝明

なたに合った解決方法を一緒に考えます。
※区内在住で、経済的に困りの方などなたでもご相談できます。

相談窓口
深川地区および東砂6丁目、南砂、新砂にお住まいの方…
保護第一課生活支援相談窓口(区役所2階24番)

電話(3647)8487
FAX(3647)4917

城東地区のうち亀戸、大島、北砂、東砂1丁目、夢の島、新木場、若洲にお住まいの方…
保護第二課生活支援相談窓口(総合区民センター(大島4-5-1)1階)

電話(3637)3741
FAX(3683)3722

※そのほか、区役所2階にハロワーの常設窓口(江東就職サポートコーナー)を設置し、生活にお困りの方等の就職先を紹介しています(予約制)。

電話(3647)4387

生活や仕事の困りごとを抱えている方は、一人で悩まず、早めに気軽にご相談ください。あ

本区職員の不祥事について
今般、本区職員が、生活保護受給者から受領した生活保護費返還金等を着服するという事件が発覚しました。このような行為は、区民の皆様への信頼と期待を裏切る行為であり、決して許されるものではありません。区民の皆様は深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事を起こした職員に対し、3月28日付で懲戒免職という厳正な処分を行いました。なお、当該職員は、着服した金額を全額返済しています。

今後、二度と区民の皆様への信頼を失墜することのないよう、再発防止策を講じ、信頼回復に全力で努めてまいります。

平成30年3月29日
江東区長 山崎 孝明

生活や仕事の困りごとを抱えている方は、一人で悩まず、早めに気軽にご相談ください。あ

本区職員の不祥事について
今般、本区職員が、生活保護受給者から受領した生活保護費返還金等を着服するという事件が発覚しました。このような行為は、区民の皆様への信頼と期待を裏切る行為であり、決して許されるものではありません。区民の皆様は深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事を起こした職員に対し、3月28日付で懲戒免職という厳正な処分を行いました。なお、当該職員は、着服した金額を全額返済しています。

今後、二度と区民の皆様への信頼を失墜することのないよう、再発防止策を講じ、信頼回復に全力で努めてまいります。

平成30年3月29日
江東区長 山崎 孝明

生活や仕事の困りごとを抱えている方は、一人で悩まず、早めに気軽にご相談ください。あ

本区職員の不祥事について
今般、本区職員が、生活保護受給者から受領した生活保護費返還金等を着服するという事件が発覚しました。このような行為は、区民の皆様への信頼と期待を裏切る行為であり、決して許されるものではありません。区民の皆様は深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事を起こした職員に対し、3月28日付で懲戒免職という厳正な処分を行いました。なお、当該職員は、着服した金額を全額返済しています。

今後、二度と区民の皆様への信頼を失墜することのないよう、再発防止策を講じ、信頼回復に全力で努めてまいります。